

**新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業
入札参加者からの意見・質問に対する回答
正誤表（第1回～第4回）**

「新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業 入札参加者からの意見・質問に対する回答正誤表（第1回～第4回）」は以下のとおりとします。なお、下表の「質問（〇回-NO.）」の欄に【追加】とある項目は、これまでの意見・質問に対する回答で公表済みのものを改めて正誤表に追記したものであり、新しく修正するものではありません。

| 頁 | 項目 | 旧 | 新 | 質問 〇回-NO. |
|--------------|------------------------|--|---|---------------------|
| 入札説明書 | | | | |
| 4 | (4) 事業期間等イ入札公告後のスケジュール | 平成24年12月3日から同月10日まで <u>入札参加者ヒアリングの参加申込期間</u> 平成24年12月11日 <u>入札参加者ヒアリング日時の通知</u> 平成24年12月18日 <u>及び同月19日</u> <u>入札参加者ヒアリング</u> 平成24年12月20日から同月28日まで 本入札説明書に関する質問 <u>(第3回)</u> の受付期間 平成25年1月11日 本入札説明書に関する質問 <u>(第3回)</u> への回答公表 | 平成24年12月3日から同月10日まで <u>本入札説明書に関する質問（第3回）の受付期間</u> <u>(削除)</u> 平成24年12月18日 <u>本入札説明書に関する質問（第3回）への回答公表</u> 平成24年12月20日から同月28日まで本入札説明書に関する質問 <u>(第4回)</u> の受付期間 平成25年1月11日 本入札説明書に関する質問 <u>(第4回)</u> への回答公表 | 2-2 |
| 8 | イ 施設整備業務に関する要件(ウ) | 建築物の設計業務を実施する構成企業は、延床面積 15,000 m ² 以上の一般廃棄物処理施設の設計を担当した実績があること。 | 建築物の設計業務を実施する構成企業は、延床面積 15,000 m ² 以上の <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第1項に規定する</u> 一般廃棄物処理施設の設計を担当した実績があること。 | 1-9 1-10 【追加】 |
| 8 | イ 施設整備業務に関する要件(カ) | 建築物の建設業務を実施する構成企業は、延床面積 15,000 m ² 以上の一般廃棄物処理施設の建設を担当した実績があること。 | 建築物の建設業務を実施する構成企業は、延床面積 15,000 m ² 以上の <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第1項に規定する</u> 一般廃棄物処理施設の建設を担当した実績があること。 | 1-9 1-10 【追加】 |
| 11 | 6 競争参加資格の確認(3) その他(エ) | 競争参加資格確認後は、代表企業又は構成企業の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じ、構成企業を入札書及び事業者提案書の提出日までに変更又は追加しようとする者にあつては、市と事前協議を行い、市の承諾を得るとともに、変更又は追加後において前記4に掲げる競争参加 | 競争参加資格確認後は、代表企業又は構成企業の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じ、 <u>代表企業を除く</u> 構成企業を入札書及び事業者提案書の提出日までに変更又は追加しようとする者にあつては、市と事前協議を行い、市の承諾を得るとともに、変更又は追加後において前記4に掲 | 1-21 【追加】 |

| 頁 | 項目 | 旧 | 新 | 質問 ○回-NO. |
|----|------------------------|---|---|--------------|
| | | 資格を有することが確認できる場合に限り、入札参加者における構成企業の変更若しくは追加又は携わる予定業務の変更を行うことができるものとする。 | げる競争参加資格を有することが確認できる場合に限り、入札参加者における構成企業の変更若しくは追加又は携わる予定業務の変更を行うことができるものとする。 | |
| 12 | 8 本入札説明書に対する質問(1) 提出期間 | ただし、第1回の本入札説明書に対する質問については、参加表明書等を提出するにあたって確認が必要となる質問に限定するものとし、主に一般競争入札参加資格等に関する質問とする。 第2回及び第3回 の質問については、本入札説明書に関する全般において質問できるものとする。 ウ 第3回 <u>平成24年12月20日(木曜日)午前9時から同月28日(金曜日)午後5時まで。</u> | ただし、第1回の本入札説明書に対する質問については、参加表明書等を提出するにあたって確認が必要となる質問に限定するものとし、主に一般競争入札参加資格等に関する質問とする。 第2回、第3回及び第4回 の質問については、本入札説明書に関する全般において質問できるものとする。 ウ 第3回 <u>平成24年12月3日(月曜日)午前9時から同月10日(月曜日)午後5時まで。</u> エ 第4回 <u>平成24年12月20日(木曜日)午前9時から同月28日(金曜日)午後5時まで。</u> | 2-2 |
| 12 | 8 本入札説明書に対する質問(2) 回答公表 | ウ 第3回 <u>平成25年1月11日(金曜日)を回答予定日とし、5(2)のホームページに掲載する。</u> | ウ 第3回 <u>平成24年12月18日(火曜日)を回答予定日とし、5(2)のホームページに掲載する。</u> エ 第4回 <u>平成25年1月11日(金曜日)を回答予定日とし、5(2)のホームページに掲載する。</u> | 2-2 |
| 12 | 9 入札参加者ヒアリング(1) 参加申込方法 | <u>本入札説明書に示された内容について、入札参加者と市との間における相互理解を深めることを目的として、入札参加者と市が個別に対面形式により本入札説明書の内容について確認するための入札参加者ヒアリングを行う。</u> <u>入札参加者ヒアリングへの参加を希望する入札参加者の代表企業は、次に示す要領に従い参加を申し込むこと。</u> (1) 参加申込方法 <u>入札参加者の代表企業は、記載要領に定める入札参加者ヒアリング参加申込書及び本入札説明書に関する確認事項(確認事項と合わせて、事業者選定基準の非価格要素の提案内容のうち、「③景観及び建築デザイン等に配慮した施設づくり」を具体的</u> | <u>(削除)</u> | 2-2 |

| 頁 | 項目 | 旧 | 新 | 質問 ○回-NO. |
|-------------------|-----------------|--|--|--------------|
| | | <p><u>に確認するために必要となる、外観デザイン（立面図）及び施設配置計画図に確認事項を明記し、提示すること。また、「④地域社会と暮らしに配慮した施設づくり」を具体的に確認するために必要となる、見学スペースやコミュニティスペースの空間デザイン及びその考え方について提出すること。）を電子ファイルで作成し、平成24年12月3日（月曜日）午前9時から同月10日（月曜日）午後5時までの間に電子メールにより5(2)の電子メールアドレス宛てに送信すること。なお、電子メールの送信後には、5(2)の担当部局に電話にて電子メールの着信を必ず確認すること。</u></p> <p><u>市は、平成24年12月11日（火曜日）までに、参加申込みのあった入札参加者に対して参加者ヒアリングの日時を通知する。なお、参加者ヒアリングについては平成24年12月18日（火曜日）又は同月19日（水曜日）に行う予定である。</u></p> <p><u>(2) 入札参加者ヒアリングの実施方法</u></p> <p><u>本入札説明書に関する確認事項に基づき、市と入札参加者との間で個別に対面形式により本入札説明書の内容についての相互確認を行うものとし、入札参加者が検討している提案内容に関する助言又は評価は行わない。</u></p> | | |
| 13 | | 10 入札書及び事業者提案書の提出 | 9 入札書及び事業者提案書の提出 <u>（以下の項目、番号繰り上げ）</u> | 2-2 |
| 資料-1 要求水準書 | | | | |
| 2 | 配置図 | | <u>配置図の緑線を別添-10の青線と同ラインに修正します。</u> | 2-4 |
| 3 | 第1節8.市が実施する業務範囲 | <u>「ただし、市管理用地内にある既存管理棟（エコプラザ（仮称））は、リニューアル工事及び施設運営を行うものとするが、市が市管理用地内の外構工事等については事業者が実施するものとする。」</u> | <u>（削除）</u> | 2-8 |
| 5 | 第2節5.(6)その他 | 施設整備業務及び施設運營業務期間中において、事業者が必要とするユーティリティ（施設運營業務期間中における電気使用量及び助燃装置の稼働による都市ガス使用量以外の都市ガス使用量は除く。）については、事業者が調達し、その費用（電力 | 施設整備業務及び施設運營業務期間中において、事業者が必要とするユーティリティ（ <u>電話・通信の工事費及び負担金等についても含む。</u> ただし、施設運營業務期間中における電気使用量及び助燃装置の稼働による都市ガス使用量以外の都市ガス使 | 2-147 |

| 頁 | 項目 | 旧 | 新 | 質問 ○回-NO. |
|----------------|-----------------------------------|---|---|--------------|
| | | 会社との工事負担金を除く)は事業者が負担すること。 | 用量は除く。)については、事業者が調達し、その費用(電力会社との工事負担金を除く)は事業者が負担すること。 | |
| 17 | b) 新工場棟の配置計画⑤ | 新工場棟の外周に連絡通路を設置することで、 <u>新工場棟建屋内に入ることなく</u> 、新工場棟を周回できるものとする。 <u>(平成31年9月までに周回できるものとし、平成29年3月末までには新工場棟西側を除き周回できるものとする。)</u> | 新工場棟の外周に連絡通路を設置することで、 <u>新工場棟2階見学者通路を含み</u> 、新工場棟を周回できるものとする。 | 2-30 |
| 25 26 28 | 表-1 表-2 | — | <u>(表-1のNO.15,16,17及び表-2のNO.10,11において「外気温+12℃以下」に修正)</u> | 2-144 |
| 25 | 3. 保証事項 2) 性能保証事項 表-1 8. 悪臭 | (1)測定場所(10箇所程度) 市の指定する場所とする。 (2)測定回数 同一測定点につき2時間ごとに4回以上とする。 (3)測定方法 「悪臭防止法」による。 | (1)測定場所(10箇所程度) 市の指定する場所とする。 (2)測定回数 <u>臭気指数は</u> 同一測定点につき2時間ごとに4回以上とする。 <u>特定悪臭物質(23物質)は1回以上とする。</u> (3)測定方法 「悪臭防止法」による。 | 3-18 |
| 32 | (6) 仕上げ a) 外部仕上げ | 外部仕上げについては【別添-10:建築計画図(参考図)】の立面図及び以下のとおりとする。詳細については事業者による【提案】とする。ただし、外部仕上げについては、設計・建設段階において市と協議し、最終決定するものとする。 <u>①原則、材質はテラコッタルーバーを使用するものとする。ただし、窓、壁面緑化及びその他必要機能の確保または外装デザインの向上を図るために適切な理由がある場合には、テラコッタルーバーを用いた建築イメージ、品格、品質を基調としたうえで、建物全体にわたり一体感及び清潔感のあるもので、経年変化及び退色性の少ない材料を使用して構わないものとする。なお、カーテンウォール部分がある場合には、原則、ルーバーを使用するものとする。</u> | 外部仕上げについては【別添-10:建築計画図(参考図)】の立面図及び以下のとおりとする。詳細については事業者による【提案】とする。ただし、外部仕上げについては、設計・建設段階において市と協議し、最終決定するものとする。 <u>①上記(5)意匠 外観における意匠の考え方に適した材質を使用すること。</u> | 2-39 |
| 33 | (7) 駐車場・駐輪場 | ②駐輪場は、職員用及び見学者等の来場者用として、事業計画地内に50台程度確保し、 <u>極力、緑化ブロック等で整備する。</u> | ②駐輪場は、職員用及び見学者等の来場者用として、事業計画地内に50台程度確保する。 | 2-44 |
| 34 | (11) 雨水流出抑制施設 | <u>武蔵野市雨水流出抑制施設設置要綱</u> (処理区域は第3処理区(石神井川水系))に基づき、雨水流出抑制施設を設けること。 | <u>武蔵野市雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例</u> (処理区域は第3処理区(石神井川水系))に基づき、雨水流 | 2-37 |

| 頁 | 項目 | 旧 | 新 | 質問 ○回-NO. |
|----|---|---|--|----------------------|
| | | | 出抑制施設を設けること。 | |
| 34 | (12) c) 構内舗装 | ①構内車道及び屋外駐車場は排水性アスファルト舗装とする。 | ①構内車道は排水性アスファルト舗装とする。 | 2-145 |
| 35 | 2) 新工場棟の建設工事 (1) 既存付帯施設等の解体工事等 a) 対象範囲 | ① 既存計量棟・クラブハウス・クラブハウス駐車場出入口パーキングゲート・リサイクル工房・倉庫・洗車場の撤去（地中埋設部を含む） | ①既存計量棟・クラブハウス・クラブハウス駐車場出入口パーキングゲート・リサイクル工房・倉庫・洗車場・ <u>防火水槽</u> の撤去（地中埋設部を含む） | 2-49 |
| 39 | (1) 新管理棟等の建築工事等 a) 新管理棟 | ⑨ <u>中会議室</u> を設置すること。 | ⑨ <u>会議室 2 室</u> を設置すること。 | 2-159 |
| 39 | (1) 新管理棟等の建築工事等 a) 新管理棟 | ⑫管理部門の職員の更衣室は男女別に新管理棟の1 階に設ける。 <u>(男子5人, 女子5人程度)</u> | ⑫管理部門の職員の更衣室は男女別に新管理棟の 1, 2 階に設ける。 <u>(男子 30 人 (1 階に 10 人, 2 階に 20 人), 女子 7 人 (1 階) 程度)</u> | 2-65 3-11 |
| 39 | (1) 新管理棟等の建築工事等 b) 連絡通路等 | ② 新工場棟南側の出入口から新工場棟南側を通り, 新管理棟まで回遊できる屋外連絡通路（屋根付き）を設ける。 <u>この連絡通路からは, 新工場棟南西側出入口へも出入り可能とする。また新工場棟の南東部の連絡通路端に階段を設置する。</u> ③ 新工場棟北側出入口から, 北側隣接地のテニスコート東側まで回遊できる連絡通路（屋根なし）及び端部に階段を設置する。北側連絡通路下部（1 階部分）には, 男女便所及び更衣室を設置する。 ④ 連絡通路から既存管理棟（エコプラザ（仮称））及び芝生広場（いずれも市整備）に通ずる大階段を設置する。また大階段下部には, 倉庫を設置する。 （略） ⑥ 連絡通路端部の階段及びエレベータは, 施錠等の防犯対策を講じること。 | ② 新工場棟南側の出入口から新工場棟南側を通り, 新管理棟まで回遊できる屋外連絡通路（屋根付き）を設ける。 ③ 新工場棟北側出入口から, 北側隣接地のテニスコート東側まで回遊できる連絡通路（屋根なし）及び端部に階段を設置する。北側連絡通路下部（1 階部分）には, 男女便所・ <u>多機能便所</u> 及び更衣室を設置する。 <u>便所は災害時にも利用できる仕様とする。</u> ④ 連絡通路から既存管理棟（エコプラザ（仮称））及び芝生広場（いずれも市整備）に通ずる大階段を設置する。また大階段下部には, 倉庫, <u>駐輪場</u> を設置する。 （略） ⑥ 連絡通路端部の階段は, 施錠等の防犯対策を講じること。 | 2-30 2-44 2-66 |
| 40 | (2) 既存煙突耐震補強等の建設工事 | ⑧頂部に行く階段・踊り場 <u>及</u> を外筒内に設けること。 | ⑧頂部に行く階段・踊り場 <u>等</u> を外筒内に設けること。 | 2-75 |
| 42 | (2) 電灯・コンセント設備 ② | <u>誘導灯、保安灯及び保安コンセントは消防法の定めによるものとする。</u> | <u>誘導灯、非常用コンセント（保安コンセント）は消防法の定めによるものとする。非常用照明（保安灯）は建築基準法の定めによるものとする。</u> | 2-81 |

| 頁 | 項目 | 旧 | 新 | 質問 ○回-NO. |
|----|---------------------------------|---|--|---------------------------------|
| 43 | (3) 照明設備 ⑤ | トイレ、階段等の常時利用しない室については、適宜自動感知式とし、高効率の照明器具（100lm/W以上）を設置の上、 <u>初期照度補正制御を行うこと。</u> | トイレ、階段等の常時利用しない室については、適宜自動感知式とし、高効率の照明器具（100lm/W以上）を設置の上、 <u>省エネに配慮した計画とする。</u> | 2-82 |
| 44 | (3) 給湯設備 | 個別給湯方式とする。 | <u>給湯方式については、個別か循環かも含めて事業者による【提案】とする。</u> | 2-90 |
| 53 | (6)b) 給湯・冷暖房装置 | ①本施設内における給湯需要は蒸気タービンを介した低圧蒸気等が利用できる方式とする。 | ① <u>原則</u> 、本施設内における給湯需要は蒸気タービンを介した低圧蒸気等が利用できる方式とする。 | 2-90 |
| 83 | 2) 運転指導 (3) 試運転及び運転指導に必要な費用等 | 施設引渡までの試運転及び運転指導に必要な費用等については、すべて施設整備企業が負担する。ただし、負荷運転を行うための処理対象物の提供に要する費用及び試運転により発生する副生成物（指定された要件を満足するものに限り）の処理又は、処分に要する費用は、市の責任において行うものとする。 | 施設引渡までの試運転及び運転指導に必要な費用等については、すべて施設整備企業が負担する。ただし、負荷運転を行うための処理対象物の提供に要する費用及び試運転により発生する副生成物（指定された要件を満足するものに <u>限る。</u> ）の処理又は、処分に要する費用は、市の責任において行うものとする。 <u>なお、特別高圧の受電後の基本料金及び周辺公共施設（市本庁舎、市総合体育館、緑町コミュニティセンター）の従量料金については市で支払うものとするが、新工場棟で使用する電力については施設整備企業が負担するものとする。</u> | 3-13 |
| 87 | 第5章 第1節 5-11) 保険への加入 | 本施設の施設運営にあたって、市は <u>自賠責保険</u> 、建物保険、 <u>自動車損害共済保険</u> に加入するものとする。 | 本施設の施設運営にあたって、市は建物保険に加入するものとする。 | 2-117 2-118 |
| 巻末 | 別添資料リスト | (略) 別添-4 インフラ整備状況 4-1 電気整備状況 4-2 <u>ガス・上水整備状況</u> 4-3 場内排水系統埋設配管図 4-4 <u>クラブハウス配管関連図</u> (略) 別添-8 既存樹木資料 8-1 樹木調査図 8-2 樹木調査表 (略) 別添-16 現クリーンセンターの <u>プラ</u> ットホーム業務（参考） 別添-17 既存煙突 <u>詳細図</u> | (略) 別添-4 インフラ整備状況 4-1 電気整備状況 <u>4-2 電気引込検討図</u> 4-3 ガス・上水整備状況 4-4 場内排水系統埋設配管図 4-5 クラブハウス配管関連図 <u>4-6 既存防火水槽図面</u> (略) 別添-8 既存樹木資料 8-1 樹木調査図 8-2 樹木調査表 <u>8-3 既存樹木保存・移植図</u> (略) 別添-16 現クリーンセンター <u>全体処理フロー及び</u> プラットホーム業務（参考） 別添-17 既存煙突 <u>図面及び構造調査</u> | 2-49 2-58 【追加】 |

| 頁 | 項目 | 旧 | 新 | 質問 ○回-NO. |
|--------------------------|---|---|---|----------------------|
| | | | <u>結果（抜粋版）</u> | |
| 資料-1 要求水準書【別添資料】 | | | | |
| | 別添-1：既存配置図 別添-3：既存付帯施設等の解体及び撤去計画図 別添-7：既存施設図面資料 | - | 【別添-1：既存配置図】 <u>防火水槽の位置を追記</u> 【別添-3：既存付帯施設等の解体及び撤去計画図】 <u>防火水槽の位置を追記</u> 【別添-4-6：既存施設図面資料】 <u>防火水槽図面添付</u> | 2-49 |
| | 別添-8-3：既存樹木保存・移植図 | - | 【別添-8-3：既存樹木保存・移植図】を <u>追加</u> | 2-58 |
| | 別添-10：建築計画図（参考図） | - | <u>配置図、2階平面図の南側連絡通路の変更、立面図の外部仕上げの記載及び図示の削除</u> | 2-30 2-39 |
| | 別添-15-1：余熱活用方策（市の考え方） | 【市本庁舎】非常用発電機（定格容量 <u>240kW</u> ）（発電量：約800kW）、 【総合体育館】非常用発電機（定格容量 <u>441kWx2台</u> ）（発電量：約200kW） | 【市本庁舎】非常用発電機（定格容量 <u>441kWx2台</u> ）（発電電力：約800kW）、 【総合体育館】非常用発電機（定格容量 <u>240kW</u> ）（発電電力：約200kW） | 2-170 |
| 資料-2 基本協定書（案） | | | | |
| 4 | 第12条（運営事業者の出資者） | <u>（「用語の定義」に潜在株式を追加）</u> | <u>潜在株式：普通株式を取得することができる権利や、普通株式への転換請求権等が付された証券又は契約をいう。</u> | 2-178 |
| 7 | 第17条（不正入札等に係る賠償の予定） | 1 事業者のいずれかが第15条第4項、第5項各号のいずれか又は第6項各号のいずれかに該当したときは、事業契約の不成立又は解除にかかわらず、本事業の入札手続において事業者が入札書に記載した入札金額の100分の10に相当する額を、賠償金として市の指定する期間内に支払わなければならない。 | 1 事業者のいずれかが第15条第5項各号のいずれか又は第6項各号のいずれかに該当したときは、事業契約の不成立又は解除にかかわらず、本事業の入札手続において事業者が入札書に記載した入札金額の100分の10に相当する額を、賠償金として市の指定する期間内に支払わなければならない。 | 1-33 1-34 【追加】 |
| 資料-4 施設整備請負契約書（案） | | | | |
| 25 | 第56条（工事材料の品質及び検査等） | 1 工事材料の品質については、事業者提案及び実施設計図書の定めるところによる。事業者提案及び実施設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、本施設が要求水準を満たすために <u>十分な</u> 品質を有するものとする。 | 1 工事材料の品質については、事業者提案及び実施設計図書の定めるところによる。事業者提案及び実施設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、本施設が要求水準を満たすために <u>中等の</u> 品質を有するものとする。 | 1-45 【追加】 |
| 31 | 第70条（解除に伴う措置） | 「第65条」とあるのは「第65条及び第69条」と読み替えて、この規定を準用す | 第76条第3項中 「第65条」とあるのは「第65条及び第69条」と読み替えて、この規 | 2-209 |

| 頁 | 項目 | 旧 | 新 | 質問 ○回-NO. |
|-----------------------------|------------------------------------|--|--|--------------|
| | | る。 | 定を準用する。 | |
| 33 | 第72条(市の解除権)第2項 | <u>(文末に追加)</u> | <u>ただし、基本契約第31条第3項及び第4項により賠償金を支払う場合を除く。</u> | 2-210 |
| 36 | 第78条(不正行為に伴う損害の賠償の予約)第1項 | 基本契約第31条第2項から第4項までの規定に従い | 基本契約第31条第3項から第5項までの規定に従い | 2-214 |
| 資料-5 運營業務委託契約書(案) | | | | |
| 7 | 第12条(契約の保証)第1項第3号 | 運營業務委託契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、市が确实と認める金融機関の保証 | 運營業務委託契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、市が确实と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証 | 2-218 |
| 28 | 第68条(ごみ質)第1項 | 1年度における本施設に搬入される処理対象物のごみ質が要求水準書に定めるごみ質の計画性状の範囲を大幅に(第54条第1項に定める市の1年度におけるモニタリング結果の半数を超える計測結果が要求水準書に定めるごみ質の計画性状から超えることをいう。)逸脱する場合において、(以下略) | 1年度における本施設に搬入される処理対象物のごみ質が要求水準書に定めるごみ質の計画性状の範囲を大幅に逸脱(第54条第1項に定める市の1年度におけるモニタリング結果の半数を超える計測結果が要求水準書に定めるごみ質の計画性状から超えることをいう。)する場合において、(以下略) | 2-240 |
| 30 | 第71条(契約期間終了時の明け渡し条件)第3項 | (略)市の選択により、 <u>自らの費用により改善等必要な対応を行い、又は市が必要な対応を行うために要する費用を負担する。</u> | (略)市の選択により、 <u>運営事業者が自らの費用により改善等必要な対応を行うか、又は市が実施する必要な対応に要する費用の負担をする。</u> | 2-244 |
| 31 | 第72条(検査及び引渡し)第4項第2号 | 当該施設運營業務完了届の対象となる処理対象物の処理量が実績を超えていることによる減額。 | 当該施設運營業務完了届の対象となる処理対象物の処理量が実績を超えていた場合で減額の対象となった金額 | 2-245 |
| 資料-6 事業者選定基準(様式集も含む) | | | | |
| 2 | 図1 契約締結までの流れ | (図中) <u>入札参加者ヒアリング(確認事項・建築パース等に関する協議<H.24.12>)</u> | <u>(削除)</u> | 2-2 【追加】 |
| 7 | ②-1-1 導入した耐震性能の考え方 様式13 概-②-1-1 | 建築設備の耐震性能(A類)確保の対策、方法が具体的かつ有効な提案になっているか。 | 建築設備の耐震性能(甲類)確保の対策、方法が具体的かつ有効な提案になっているか。 | 2-258 |
| 8 | ③-1-1 施設全体の外観デザインの考え方 | <u>テラコタルーバーの配置の考え方、建築外装の色彩計画など、具体的かつ有効な方策が提案されているか。</u> | <u>建築外装の設え、色彩計画などが、施設全体の外観デザインの考え方を有効にする方策として提案されているか。</u> | 2-39 |

| 頁 | 項目 | 旧 | 新 | 質問 ○回-NO. |
|------------------|-----------------------|--|---|-----------------------|
| 資料-7 記載要領 | | | | |
| 1 | 2. 提出書類に関するスケジュール | (表中) <u>入札参加者ヒアリング</u> | (表中) <u>(削除)</u> | 2-2 【追加】 |
| 1 | 3. 提出書類の構成③④ | ③入札参加者ヒアリング資料 ・ <u>入札参加者ヒアリング参加申込書 (様式8)</u> ・ <u>本入札説明書に関する確認事項 (様式9)</u> ④入札書及び事業者提案書 | <u>(削除：様式8及び様式9は削除するのみとし、様式10～14までの番号は変更しないものとする。)</u> ③入札書及び事業者提案書 | 2-2 【追加】 |
| 2 | 5. 作成要領 (1)⑥ | 文章に使用するフォントは原則として <u>明朝体または MSP ゴシック</u> 、10pt 以上とする。ただし、項目見出し等に用いる場合には、 <u>明朝体または MSP ゴシック</u> 以外のフォントも可とする。また、図中または表中の文字に関しては可能な限り 8pt 以上とし、行間は読みやすさを考慮すること。 | 文章に使用するフォントは原則として <u>MS・MSP 明朝または MS・MSP ゴシック</u> 、10pt 以上とする。ただし、項目見出し等に用いる場合には、 <u>明朝またはゴシック</u> 以外のフォントも可とする。また、図中または表中の文字に関しては可能な限り 8pt 以上とし、行間は読みやすさを考慮すること。 | 1-63 2-248 【追加】 |
| 3 | 5. 作成要領 (1)⑦ | 各書類の所定の欄に本市から送付された応募者 <u>番号</u> を記入すること。 | 各書類の所定の欄に本市から送付された応募者 <u>仮名</u> を記入すること。 | 2-251 |
| 3 | 5. 作成要領 (4) | <u>(4) 入札参加者ヒアリング資料</u> <u>入札参加者ヒアリング参加申込書 (様式8)</u> ・ <u>様式に則り作成を行うこと。</u> <u>本入札説明書に関する確認事項 (様式9)</u> ・ <u>様式9及び様式9別紙に則り、電子ファイルにて作成を行うこと。</u> | <u>(削除)</u> | 2-2 |
| 4 | 5. 作成要領 (5) | <u>(5) 入札書及び事業提案書</u> | <u>(4) 入札書及び事業提案書</u> | 2-2 【追加】 |
| 6 | ②-1-1 導入した耐震性能の考え方 | 建築設備の耐震性能(<u>A 類</u>)確保の対策、方法について、提案内容の説明とその提案による効果を表や図などを交えて簡潔にまとめること。 | 建築設備の耐震性能(<u>甲類</u>)確保の対策、方法について、提案内容の説明とその提案による効果を表や図などを交えて簡潔にまとめること。 | 2-258 |
| 7 | ③-1-1 施設全体の外観デザインの考え方 | <u>テラコタルーバーの配置の考え方、建築外装の色彩計画</u> などについて、図などを交えて簡潔にまとめること。 | <u>建築外装の設え、色彩計画</u> などについて、図などを交えて簡潔にまとめること。 | 2-39 |
| 14 | 6. 提出要領 (3)③ | ・非価格要素審査資料及び基礎審査資料は、「入札書及び事業者提案書提出書」を添付した正本1部と非価格要素審査資料及び基礎審査資料のみを綴じた副本を20部提出すること。副本のうち2部は応募企業グループ名が分かる体裁とすること。 | ・非価格要素審査資料及び基礎審査資料は、「入札書及び事業者提案書提出書」を添付した正本1部と非価格要素審査資料及び基礎審査資料のみを綴じた副本を20部、 <u>また記録媒体(作成したソフトデータ)を2部</u> 提出すること。副本のうち2部は応募企業グループ名が分かる体裁とすること。 | 2-254 【追加】 |
| 資料-8 様式集 | | | | |

| 頁 | 項目 | 旧 | 新 | 質問 ○回-NO. |
|---|--|--|--|---------------|
| | 様式 3 ■添付書類 | <p>(3) 競争参加資格要件を証明する書類の写しなど</p> <p>○建設業法の建築一式工事に係る特定建設業の許可証の写し</p> <p>○経営規模等評価結果通知書（総合評価値通知書）の写し</p> <p>○滞納のない証明書（法人税、消費税及び地方消費税<u>並びに関係市町に係る市町税</u>）</p> <p>○会社概要（最新のもの）</p> <p>○法人登記簿謄本</p> <p>○貸借対照表及び損益計算書の写し（直近3か年分）</p> <p>○競争入札参加資格審査申請受付書の写し</p> <p>(4) 誓約書（様式7）</p> | <p>(4) 競争参加資格要件を証明する書類の写しなど</p> <p>○建設業法の建築一式工事に係る特定建設業の許可証の写し</p> <p>○経営規模等評価結果通知書（総合評価値通知書）の写し</p> <p>○滞納のない証明書（法人税、消費税及び地方消費税）</p> <p>○会社概要（最新のもの）</p> <p>○法人登記簿謄本</p> <p>○貸借対照表及び損益計算書の写し（直近3か年分）</p> <p>○競争入札参加資格審査申請受付書の写し</p> <p>(5) 誓約書（様式7）</p> | 1-52 【追加】 |
| | 様式 4-1 ※ | 役割の欄には、「建築物の設計業務」、「建築物の建設業務」、「プラントの設計・建設業務」、「施設運營業務」のうち該当するものを記載し、 <u>いずれにも該当しない場合には、役割を具体的に記載すること。</u> | 役割の欄には、「建築物の設計業務」、「建築物の建設業務」、「プラントの設計・建設業務」、「施設運營業務」のうち該当するものを記載すること。 | 1-55 【追加】 |
| | 様式 8 様式 9 | <p><様式 8> 入札参加者ヒアリング参加申込書</p> <p><様式 9> 本入札説明書に関する確認事項</p> | <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> | 2-2 |
| | 様式 13 概-③-1-1 外観デザインを更に良くするための方策 施設全体の外観デザインの考え方 記載事項 | <p>・「やわらかく“やさしい”デザイン」の工夫（テラッコタルーバー等を用いた外部仕上げの詳細及び色彩計画）について、<u>図などを交えて簡潔にまとめること。</u></p> <p>・<u>テラッコタルーバーの配置の考え方、建築外装の色彩計画</u>などについて、図などを交えて簡潔にまとめること。</p> | <p>・「やわらかく“やさしい”デザイン」の工夫について、<u>図などを交えて簡潔にまとめること。</u></p> <p>・<u>建築外装の設え、色彩計画</u>などについて、図などを交えて簡潔にまとめること。</p> | 2-39 |
| | 様式 14 I-11 1.(6)b) | ①本施設内における給湯需要は蒸気タービンを経た低圧蒸気等が利用できる方式とする。 | ① <u>原則</u> 、本施設内における給湯需要は蒸気タービンを経た低圧蒸気等が利用できる方式とする。 | 2-90 【追加】 |
| | 様式 14 II-4-1 及び II-4-2 | （表中） 建物維持管理棟費用 | （表中） 建物維持管理等費用 | 2-278 |
| | 様式 14 II-4-4 | （表中） 工事監理費 | （表中） 工事管理費 | 2-288 【追加】 |